

医療提供体制施設整備交付金			
事業名	医療施設近代化施設整備事業	基幹災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院施設整備事業
目的	この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。	この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。 （1）被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能 （2）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重傷救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 （3）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 （4）自己完結型の医療救護チームの派遣機能 （5）被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施	
実施主体	日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。 （1）基幹災害拠点病院 （2）地域災害拠点病院	
基準額	次により算定された額の合計額とする。 精神病院 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に1平方メートル当たり単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 病棟整備 （ア）1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病室面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 （イ）1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病室面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の（1）の加算条件のうち⑩に該当する場合 （ア）整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 （イ）整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の（1）の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床（公的団体及び持分のない法人は300床）を限度とする。	（1）補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×51,300円 （2）耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 基準単価 2,300㎡×243,800円 備蓄倉庫1医療機関当たり 190,007千円 非常用自家発電設備1医療機関当たり 174,094千円 受水槽1医療機関当たり 160,434千円 研修部門1医療機関当たり 146,161千円 ヘリポート1医療機関当たり 171,356千円 給水設備1医療機関当たり 75,443千円 燃料タンク1医療機関当たり 34,791千円	（1）補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×51,300円 （2）耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 基準単価 2,300㎡×243,800円 備蓄倉庫1医療機関当たり 53,594千円 非常用自家発電設備1医療機関当たり 174,094千円 受水槽1医療機関当たり 160,434千円 ヘリポート1医療機関当たり 92,489千円 給水設備1医療機関当たり 75,443千円 燃料タンク1医療機関当たり 34,791千円
対象経費	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （1）精神病棟 ア 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門 （ア）患者療養環境改善整備 （イ）医療従事者職場環境改善整備 （ウ）衛生環境改善設備 （エ）業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 （オ）乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステムの整備	基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 備蓄倉庫整備、非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備、研修部門整備、ヘリポート整備、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）及び非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費又は工事請負費	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 備蓄倉庫整備、非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備又は更新、ヘリポート整備、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）及び非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費又は工事請負費
1平方メートル当たり単価	病院 鉄筋コンクリート 264,400円 ブロック 230,500円	—	—
補助率	100分の33	100分の33 耐震化に伴う補強が必要と認められるものは100分の50	100分の33 耐震化に伴う補強が必要と認められるものは100分の50

医療提供体制施設整備交付金			
事業名	医療施設土砂災害防止施設 整備事業	医療施設等耐震整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
目的	この事業は、医療施設の補強等を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。	この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。	この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても病院の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を行うことを目的とする。
実施主体	平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があるとして認められる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。	（1）医療機関の場合 ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。 イ 構造耐震指標であるI s値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。 ウ 構造耐震指標であるI s値が0.3未満の建物を有するものの開設者（ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。	（1）救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。） （2）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限る。）の開設者 （3）病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。） ※（2）及び（3）においては、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法第123号）に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。
基準額	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり 40,485千円	病院の場合 （1）補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×51,300円 （2）ア 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準単価 2,300㎡×243,800円 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準単価 2,300㎡×51,300円	非常用自家発電設備1医療機関当たり 174,094千円 受水槽1医療機関当たり 160,434千円 給水設備1医療機関当たり 75,443千円 燃料タンク1医療機関当たり 34,791千円
対象経費	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	医療機関等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備整備又は更新、受水槽整備又は更新、給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）、非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費又は工事請負費
1平方メートル当たり単価	—	—	—
補助率	100分の33 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合は、調整率0.95を乗じる	100分の50 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合は、調整率0.95を乗じる	100分の33

	医療提供体制施設整備交付金	医療提供体制推進事業費補助金
事業名	医療施設浸水対策事業	NBC災害・テロ対策設備整備事業
目的	この事業は、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。	この事業は、NBC（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。
実施主体	<p>(1) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者</p> <p>(2) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。）。</p>	都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者
基準額	<p>(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1医療機関当たり 49,130千円</p> <p>(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が認められるもの1医療機関当たり 38,769千円</p> <p>(3) 止水板の設置が必要と認められるもの1医療機関当たり 466千円</p> <p>(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの1医療機関当たり 26,894千円</p>	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費1か所当たり 33,762千円
対象経費	医療用設備・電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設及び止水板・排水ポンプ・雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費 <p>(1) 表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器</p> <p>(2) 化学防護服、防毒マスク等の防護用品</p> <p>(3) 簡易毒劇物検査キット</p> <p>(4) 除染設備</p> <p>(5) 化学物質中毒解析機器</p> <p>(6) 携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器</p>
1平方メートル当たり単価	—	—
補助率	100分の33 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上である場合は、調整率0.95を乗じる	10分の10